

第5次茅野市総合計画における基本理念について

1 基本理念とは

総合計画における基本理念とは、まちづくりを進めていく上で最も重要な基本的な考え方であり、長期にわたって目指すべき方向性を示すものです。

2 第1次総合計画から市民プランまでの基本理念

第1次総合計画	なし
第2次総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、住みよいまちづくりのために、コミュニティ活動をとおして行政への積極的な提言をするとともに、自ら実践できる分野については、進んで実行していく ・企業は、企業活動をとおして住みよいまちづくりに積極的に参画していく ・緑と太陽に恵まれている茅野市は、その活用とともに産業を伸ばし、教育文化を育て、福祉を高め、安全快適なまちづくりを進めていく
第3次総合計画	茅野市民憲章
第4次総合計画（市民プラン）	茅野市民憲章

3 茅野市民憲章とは

(1) 市民憲章制定の経過

- ・昭和55年 市民憲章を考える会から市民憲章制定に関する請願書が提出
- ・昭和56年 茅野市民憲章制定委員会を組織し、制定の検討に着手（市内全世帯へのアンケート調査等を実施）
- ・昭和57年6月議会 議案提出 ⇒ 可決 ⇒ 同年7月1日制定

(2) 市民憲章の持つ意味

市民憲章は、茅野市のまちづくりの方向性を示すものであり、市民の皆さんの暮らしをより良くするための行動指針、行動目標でもあります。

4 第5次茅野市総合計画における基本理念（案）

第2次総合計画から市民プランまでの基本理念、市民憲章制定の意図等を踏まえ、まちづくりの継続性の観点から、第5次茅野市総合計画においても、基本理念は、茅野市民憲章とします。

茅野市民憲章

わたくしたちの茅野市は、八ヶ岳連峰に象徴される美しい自然に恵まれ、縄文文化以来の長い歴史をもつ、未来に羽ばたく青年都市です。

わたくしたちは、先人の努力に培われた伝統を受けつぎ、茅野市民としての誇りと責任をもち、人間性豊かな、明るく活力あるまちづくりをめざし、市民の総意によりこの憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 恵まれた自然を大切にし、環境をととのえ、美しいまちをつくります。
- 1 すすんで協力しあい、心のふれあう、あたたかなまちをつくります。
- 1 教育に力をそそぎ、郷土を愛し、文化の香りたかいまちをつくります。
- 1 働くことに誇りと喜びをもち、活気ある豊かなまちをつくります。
- 1 心身をきたえ、健康で、明るく住みよいまちをつくります。

昭和57年7月1日 制定